

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則	（地球環境課）	一
岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部の施行期日を定める規則	（同）	九

規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条を第十七条とし、第四条を第九条とし、同条の次に次の七条を加える。

（特定大規模事業所）

第十条 条例第二十二條第一項の規則で定める事業所（以下「特定大規模事業所」といふ。）は、四月一日において常時使用される従業員の数が五百人以上の事業所とする。

（自動車通勤環境配慮計画書の作成等）

第十一条 条例第二十二條第一項（同条第二項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定による自動車通勤環境配慮計画書は、当該計画書を提出する日の属する年度から三箇年度（以下「配慮計画期間」といふ。）を対象とし、事業所ごとに別記第三号様式により作成し、配慮計画期間の初年度の六月末日までに提出するものとする。

2 条例第二十二條第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 四月一日において常時使用する従業員の数
- 二 前号の従業員のうち、自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数

三 その他知事が必要と認める事項

3 条例第二十二條第三項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書は、別記第三号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第十二條 条例第二十三條の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書は、別記第四号様式により作成し、配慮計画期間の各年度の翌年度の六月末日までに提出するものとする。

(特定建築主に該当することとなる新築等の規模)

第十三條 条例第二十七條第一項の規則で定める規模は、床面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が二千平方メートルであることとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第十四條 条例第二十七條第一項(同条第二項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定による建築物環境配慮計画書は、別記第五号様式により作成し、建築物の新築等に係る工事に着手しようとする日の二十一日前までに提出するものとする。

2 条例第二十七條第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 工事の着手及び完了の予定年月日

二 その他知事が必要と認める事項

3 条例第二十七條第三項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書は、別記第五号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

第十五條 条例第二十八條の規定による工事の完了の届出は、別記第六号様式により速やかに行うものとする。

(公表の方法)

第十六條 条例第三十九條第一項に規定する公表は、次に掲げる事項を岐阜県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行う。

一 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 勧告の内容

第三條を第四條とし、同條の次に次の四條を加える。

(特定事業者)

第五條 条例第十二條第一項の規則で定める事業者(以下「特定事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)が千五百キロリットル以上である事業所(県内に存するものに限り、を有する者(次号及び第三号に掲げる者を除く。))

二 次のいずれかに該当する者

イ 小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者(以下「小売業者等」という。)であつて、その県内に存するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの(当該事業所の数の十分の八以上の数の事業所が常態として二十四時間営業しているものに限り、口に掲げるものを除く。)

ロ 親業者(小売業者等)に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、当該小売業者等からこれらの対価を得る者をいう。以下同じ。)であつて、当該親業者及び加盟業者(小売業者等)であつて、当該親業者から、商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者にこれらの対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。)(の県内に存するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が千五百キロリットル以上であるもの(当該事業所の数の十分の八以上の数の事業所が常態として二十四時間営業しているものに限り。))

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業を営む者であつて、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の総数が、前年度の末日において次のいずれかに該当するもの

イ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車)(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)(を除く。)(の台数が百台以上であること。

口 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の台数が百台以上であること。

八 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が百五十台以上であること。

四 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三十三号）第五条の二第二号から第七号までに規定する事業所のいずれかを県内に設置している者であつて、四月一日において常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの（前二号に掲げる者を除く。）

（温室効果ガス排出削減計画書の作成等）

第六条 条例第十二条第一項（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定による温室効果ガス排出削減計画書は、事業所（前条第二号及び第三号に掲げる者にあつては、事業者）ごとに、別記第一号様式により作成し、計画期間の初年度の六月末日までに提出するものとする。

2 条例第十二条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については、特定事業者が前条第一号及び第四号に掲げる者である場合に限る。）とする。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 事業所において行われる事業
- 三 計画期間
- 四 その他知事が必要と認める事項

3 条例第十二条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書は、別記第一号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出）

第七条 条例第十三条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書は、別記第二号様式により作成し、計画期間の各年度の翌年度の六月末日までに提出するものとする。

（補完的手段）

第八条 条例第十五条の規則で定める地球温暖化対策は、次に掲げるものとする。

- 一 森林の保全及び整備（岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例（平成二十一年岐阜県条例第三十八号）第十条第一項の規定による二酸化炭素吸収量の認定を受

けることができる森林づくり活動をいう。）

二 再生可能エネルギーの利用（他に供給するものに限る。）

三 グリーン電力（財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。）の購入

四 その他知事が別に定めるもの

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条 この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

附則の次に次の六様式を加える。

別記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

温室効果ガス排出削減計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

岐阜県地球温暖化防止基本条例第12条第 1 項 (第 2 項、第 3 項) の規定により、次のとおり提出します。

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則第 5 条に規定する特定事業者の要件	第 1 号に該当する者
	第 2 号イに該当する者
	第 2 号ロに該当する者
	第 3 号イに該当する者
	第 3 号ロに該当する者
	第 3 号ハに該当する者
	第 4 号に該当する者
事業所の名称及び所在地	
事業所において行われる事業	
計画期間	
基準年度における温室効果ガスの排出の量	
温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び達成すべき目標	
岐阜県受付欄	

備考

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 3 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 「特定事業者の要件」については、該当する欄にレ印を記入すること。なお、条例第12条第 2 項に基づき計画書を提出する場合は、「特定事業者の要件」は記入しないこと。
- 5 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。
- 6 印のある欄は、記入しないこと。
- 7 「岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第2号様式 (第7条関係)

温室効果ガス排出削減計画実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



岐阜県地球温暖化防止基本条例第13条の規定により、次のとおり提出します。

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則第5条に規定する特定事業者の要件	第1号に該当する者
	第2号イに該当する者
	第2号ロに該当する者
	第3号イに該当する者
	第3号ロに該当する者
	第3号ハに該当する者
	第4号に該当する者
事業所の名称及び所在地	
事業所において行われる事業	
前年度における温室効果ガスの排出の量	
温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置	
岐阜県受付欄	

備考

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 「特定事業者の要件」については、該当する欄にレ印を記入すること。なお、条例第12条第2項に基づき計画書を提出した者が報告書を提出する場合は、「特定事業者の要件」は記入しないこと。
- 5 印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第3号様式 (第11条関係)

自動車通勤環境配慮計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

岐阜県地球温暖化防止基本条例第22条第1項 (第2項、第3項) の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
配慮計画期間		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置		
4月1日において常時使用する従業員の数		
自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数		
岐阜県受付欄		

備考

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 条例第22条第2項に基づき計画書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。
- 印のある欄は、記入しないこと。
- 「岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第4号様式 (第12条関係)

自動車通勤環境配慮計画実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

岐阜県地球温暖化防止基本条例第23条の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号)
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号)
報告対象年度		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置		
4月1日において常時使用する従業員の数		
自家用自動車のみで特定大規模事業所に通勤する従業員の数		
岐阜県受付欄		

備考

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 条例第22条第2項に基づき計画書を提出した者が実績報告書を提出する場合は、「特定大規模事業者」を「事業者」に、「特定大規模事業所」を「事業所」に読み替えること。
- 5 印のある欄は、記入しないこと。
- 6 「岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

第5号様式 (第14条関係)

建築物環境配慮計画書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

岐阜県地球温暖化防止基本条例第27条第1項 (第2項、第3項) の規定により、次のとおり提出します。

特定建築物の名称及び所在地	
特定建築物の概要	
建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置	
省エネルギーのために講ずる措置	
再生可能エネルギー導入に関する事項	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
岐阜県受付欄	

備考

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 条例第27条第2項に基づき計画書を提出する場合は、「特定建築物」を「建築物」に読み替えること。
- 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。
- 印のある欄は、記入しないこと。
- 「岐阜県地球温暖化防止基本条例に基づく建築物環境配慮計画書及び工事完了届届出の手引き」を参照のうえ記載すること。

連絡先	住所	〒
	部署名・担当者氏名	
	電話番号	
	e-mail	

注) 建築主内の部署のほか、設計等を委託している場合は設計事務所等の連絡先を記入すること。

第 6 号様式 (第 15 条関係)

建築物工事了届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

岐阜県地球温暖化防止基本条例第28条の規定により、工事が完了しましたので届け出ます。

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	
工事の種類	新築 増築 改築
工事了年月日	
連絡先	部署名 電話番号
岐阜県受付欄	

備考

- 1 用紙の大きさは、郵便はがきとすること。
- 2 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 「工事の種類」は、該当する 内にし印を記入すること。
- 4 印のある欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十二年三月二十九日から施行する。

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年 一月 五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第 111 号

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例 (平成二十二年岐阜県条例第二十二号) 附則第二項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十二年三月二十九日とする。

平成二十二年一月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社